

## 理由

中華人民共和国の世界貿易機関への加入議定書に基づく緊急関税の導入に伴い、本邦の産業の定義、当該緊急関税に係る調査等の手続、当該緊急関税を課することとする場合等における関税・外国為替等審議会への諮問等当該緊急関税の適用に関し所要の規定を定める必要があるからである。